

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が、令和2年7月12日付けで審査請求人が行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「書面の取り扱いがわかる行政文書すべて」について、開示請求の対象となる公文書が特定できないことを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 請求対象文書及び決定の内容

- 1 請求のあった公文書（以下「本件対象公文書」という。）の内容
書面の取り扱いがわかる行政文書すべて
- 2 決定の内容
開示請求の対象となる公文書が特定できないことを理由とする不開示決定

第3 審査請求の趣旨及び理由

公文書不開示決定通知書の取り消しを求め、情報開示を求める。

- 1 日本国憲法の趣旨に基づく、知る権利の侵害
- 2 鹿児島市情報公開条例第1条の目的に反する。
- 3 鹿児島市情報公開条例第6条第2項第2号に基づき、「書面の取り扱いがわかる」と特定しており、包括的な請求ではない。
- 4 鹿児島市情報公開条例第2条第2項及び第7条の除外規定にあてはまらない。

第4 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、「書面の取り扱いがわかる行政文書すべて」の開示を求めるものであったが、「書面」及び「取り扱い」の具体的な内容が不明であり、開示請求に係る公文書を特定することができないので、鹿児島市情報公開条例第6条第2項の規定に基づき補正を求めたところ、審査請求人はこれに応じなかった。

したがって、本件開示請求は「書面の取り扱いがわかる行政文書」を包括的に請求するものであり、包括的に請求する趣旨の記載は、同条第1項第2号に定める「開示に係る公文書を特定するに足りる事項」の記載としては不十分であることから、開示請求の対象となる公文書を特定できないことから、本件請求について不適法であるとして、鹿児島市情報公開条例第11条第2項の規定により、公文書不開示決定を行ったものである。

本件決定は、鹿児島市情報公開条例に基づいて適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断等

- 1 調査審議の経過
鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過

は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

本件では、開示請求に係る公文書の特定が争われているので、以下検討する。

鹿児島市情報公開条例第6条第1項において、開示請求は開示請求をする者の氏名、住所等（第1号）及び開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項（第2号）を記載した開示請求書を実施機関に提出して行わなければならない旨を定めている。条例において、公文書を特定するに足りる事項を開示請求書の記載すべき必要事項として定めた趣旨は、実施機関において対象となる公文書を特定した上で、当該文書について公開しないこととする部分の有無を調査し、判断することを可能とするためのものである。

また、開示請求の対象公文書が特定されているといえるためには、当該公文書が他の文書と識別可能な程度に明らかにされていることを要し、かつそれをもって足りるものと解される。

審査請求人は、「書面の取り扱い」という特定をしている旨を主張するが、実施機関の業務は広範にわたり種々の書面が存在することは容易に想定でき、開示請求書において他に相当程度具体的に文書が特定される記載がない中で、単に「書面の取り扱い」という表現をもって他の文書と識別可能な程度に対象となる公文書が明らかにされているとは認められない。

なお、審査請求人は反論書において本件開示請求に至った経緯を主張しており、その中でファックスにより提出された文書の取扱いについて述べていることから、当該取扱いが分かる行政文書を求めていたことが推察される。しかし、開示請求時点では上記内容について示されておらず、当該主張は処分の適法性の判断に影響を与えるものではない。

したがって、審査会としては、本件開示請求は、公文書を特定するに足りる事項の記載としては不十分であると判断する。

その他本件処分が違法又は不当であるべき事情はない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経過

年月日	調査審議の経過
令和2年11月13日	実施機関からの諮問を受けた。
令和3年1月26日 (第5回審査会)	諮問の審議及び答申案の審議を行った。